



今年の夏は本当に暑かったですね。2年ぶりの行動制限のない夏休み、どのように過ごされましたか？
さて、10月の育児介護休業法の改正に合わせて規程を見直している事業所が多いです。お気軽にご相談下さいませ。

10月1日に向けて、全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

都道府県	答申された改定額	現在
東京	1,072円 (31円↑)	1,041円
埼玉	987円 (31円↑)	956円
千葉	984円 (31円↑)	953円
神奈川	1,071円 (31円↑)	1,040円



最低賃金に関して気をつけること

雇用契約書	直近の雇用契約書の賃金が最低賃金を下回っている場合は、改めて雇用契約書(労働条件通知書)や賃金変更通知書(給与改定通知書)を交付する。メール等での通知も可能。
給与計算	締日の途中であっても、10月1日以降は最低賃金を下回らないようにする。
社会保険の月額変更届	社会保険に加入の従業員の場合は、固定給の変更になるため、3ヶ月(各月17日以上必要)の平均で2等級以上上がる場合は、月額変更届を提出する必要あり。 ※時給アップの方がいる場合は、該当者をかるべ事務所までお知らせください。
月給の方	月給の方も1ヶ月の所定労働時間で除した金額(1時間単価)が最低賃金を下回らないようにしなければなりません。 【例】 東京で月給18万(割増賃金の対象となる給与) 1ヶ月の所定労働日数が21日、1日8時間の場合 $18万 \div (21日 \times 8時間) = 1071.4円$ $1071.4円 > 1072円$ のため、最低賃金法違反となります。(罰則あり)

2022年10月1日施行

健康保険法 厚生年金保険法	<p>➤ 社会保険適用の拡大(101人以上の会社対象)</p> <p>① 適用拡大の対象となる事業所の規模を「501人以上」から「101人以上」とする。 ② 週20時間以上勤務する方は社会保険加入対象となる。学生は対象外。 月額88,000円以上であること。 ③ 適用要件の1つである、「雇用期間が1年以上見込まれること」を撤廃する。 ※雇用保険に加入している方が、原則として社会保険の適用となります。</p>
育児介護休業法	<p>➤ 出生時育児休業(産後パパ育休)制度の始まり ➤ 分割して2回取得可能</p>
雇用保険料率	➤ 雇用保険料率が上がります。10月分の給与から、0.3%⇒ 0.5% (建設業は0.6%)

